

吉備の中山を守る会 会則

〔名称〕

第1条 本会は、吉備の中山を守る会と称する。

〔目的〕

第2条 本会は、吉備の中山とその周辺の史跡・遺跡・伝承・自然などの保護・顕彰・活用に努めるとともに、会員相互の親睦を図り、地域の活性化に貢献することを目的とする。

〔活動〕

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地域の歴史・伝承・自然などの学習・調査・研究・資料収集など
- (2) 遺跡・史跡などの清掃および自然環境の整備保全
- (3) 文化的・歴史的なイベントの企画と実施
- (4) 学校・公民館・町内会などが実施する活動の内、会の活動と関連するものへの協力
- (5) 会員相互の親睦を図るための活動
- (6) その他、会の目的達成に必要な活動

〔会員〕

第4条 本会の会員は、個人会員と後援会員で組織する。

- (1) 個人会員は、本会の目的に賛同し、別に定める年会費を納入した者。
- (2) 後援会員は、企業・団体などで、本会の趣旨に賛同し、別に定める後援会費を納入した者。

〔役員と任務〕

第5条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 必要人数
- (4) 理事 必要人数
- (5) 監事 二名
- (6) 顧問 必要によりおくことができる

2. 本会には名誉会長を置くことができる。

3. 役員は総会でこれを選出し、任期は二年とし、再任を妨げない。

第6条 会長は、会を代表し、会務を統轄する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め決められた順序により、その職務を代行する。
- 3. 会計は、会計全般を担当する。
- 4. 理事は、日常の会務を担当する。
- 5. 監事は会計監査を担当する。
- 6. 顧問は会の運営などについての助言を行う。

〔会議〕

第7条 会議は総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2. 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 事業計画と予算案
 - (2) 事業報告と決算報告
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他本会の目的を達成するための事項
- 3. 総会の決定は、出席会員の過半数でこれを決める。

〔会計〕

第8条 本会の会計は、次の収入により運営する。

- (1) 個人会費、後援会費
- (2) 補助金および助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他

2. 会費は、別に定める。

〔事務局〕

第9条 本会の事務局は、吉備津彦神社（岡山市北区一宮1043番地）におく。

〔付則〕 この会則は、平成15年2月9日より施行する。

- 〔付則〕 平成16年9月6日 一部修正
- 〔付則〕 平成17年5月29日 一部修正
- 〔付則〕 平成18年6月4日 一部修正
- 〔付則〕 平成22年5月2日 一部修正
- 〔付則〕 平成25年4月21日 一部修正

〔慶弔規定〕 平成24年8月6日 役員会で決定

(1) 対象者：役員経験者及び作業・イベントなどカウントをしている活動に3回／年以上出席の会員を基本とするが、その都度、正副会長で決定する

(2) 慶事：

- ① 対象者の結婚 祝金 1万円
- ② 対象者の子ども誕生 祝金 5千円

(3)弔事：

- ① 対象者の葬儀 花輪または生花 (1万円相当程度)
- 本人着用の法被